

九州工業大学プログラム等著作物の権利に関するポリシー

九州工業大学は、情報工学に関する教育・研究が活発な工学系の大学としての社会的責務を自覚し、プログラム、データベース等の著作物（以下「プログラム等著作物」という。）は、大学が創造し、社会へ還元すべき重要な知的財産であると認識し、大学における学術研究の振興、教育の充実及び研究成果の産業界での利活用により社会へ貢献するため、以下のとおりプログラム等著作物の権利に関するポリシーを定めます。

- ・ 学術研究の振興のため、プログラム等著作物の開発者である研究者の権利は十分に尊重し、研究者の貢献を評価します。
- ・ 本学に在籍する学生は、教育を受ける立場であるとともに、研究遂行のための重要な役割を担っていることを認識し、その権利を充分尊重することにより、著作権における主体であることを自覚させ、著作権に関する認識を深めさせます。また、産業界の現場で実用の可能性のあるプログラム等著作物の開発に学生を参画させることは教育的に非常に有意義ですが、その参画は、学生の自由意思によるものとします。
- ・ プログラム等著作物を活用した大学発ベンチャー企業の創業支援、産業界におけるプログラム等著作物の有効な利活用及び大学における継続的な研究の遂行を図るため、プログラム等著作物の所在の把握及び権利者の確定を行い、大学において一元的に管理します。
- ・ 大学が管理する著作権に関しては、積極的に産業界へ技術移転を行います。また、それにより大学が得た利益の一部は、更なる有益なプログラム等著作物開発のインセンティブとするため、学生も含めたプログラム等著作物の開発者に還元します。
- ・ プログラム等著作物の産業界での利活用及びその為の保守・維持は、大学及び研究者が協力して行います。